

## 平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の公表

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体が財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための、行政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

従来までの「地方財政再建特別措置法」が財政再建の対象を一般会計だけとしていたことや財政情報の開示が不十分であったことなどから、この法律により「早期健全化」や「財政再生」の対象を公営企業や一部事務組合、地方公社、第3セクター等まで拡大し、監査委員の意見を付して議会に報告、町民に公表することになりました。

平成21年4月からは健全化法の全部施行に伴い、健全化判断比率のうち、ひとつでも早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を策定し財政の健全化を図ることとなり、また、実質赤字比率、連結赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を定め財政の再生を図ることとなります。

### 健全化判断比率

(単位:%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
徳之島町			19.2	157.9
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されない(黒字である)ため、「-」を記載。

実質赤字比率…一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模<sub>1</sub>に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 1 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示し、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。(地方財政法施行令附則第11条第2項の規定により臨時財政対策債発行額を含みます。)

連結実質赤字比率…全会計<sub>2</sub>を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 2 徳之島町の場合、一般会計等のほか、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健事業、特別養護老人ホーム事業、上水道事業、簡易水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業を指します。

実質公債費比率・・・一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率・・・一般会計等が負担すべき実質的な負債(将来負担額<sup>3</sup>)の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 3 一般会計等に係る地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額、一部事務組合が起こした地方債の償還に係る一般会計等負担見込額などの合計をいいます。

## 資金不足比率

(単位:%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業特別会計(法適用)		20.0
簡易水道事業特別会計(法非適用)		
農業集落排水事業特別会計(法非適用)		
公共下水道事業特別会計(法非適用)		

(注)資金不足比率が算定されないため、「-」を記載。なお、「法適用」とは、地方公営企業法の全部または一部を適用している事業をいい、「法非適用」とは、それ以外の事業をいいます。

資金不足比率・・・公営企業ごとの資金不足額<sup>4</sup>の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 4 平成19年度決算における徳之島町の法適用企業の場合、「流動負債の額 - 控除未払金等(貸借対照表の未払金のうち、建設改良費に係るもので、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起こすもの) - 流動資産の額」で求め、法非適用企業の場合、「歳出額 - 歳入額」で求めます。

徳之島町の平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準または経営健全化基準を下回っております。しかしながら今後は地方交付税の減少も予想されるため、公債費負担適正化計画等に沿った町債の計画的発行、自主財源の確保等行政改革を進めながら、財政の健全化に努めてまいります。